

※本協定書は掲載日時点での雛形であり、関係者の協議によって決定する。

※「乙」は実証採択者を想定している。

## 協定書

〇〇都道府県/市/町/村/（以下「甲」という。）、△△株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社野村総合研究所（以下「丙」という。）は、総務省が公募を行った「令和8年度公共分野における信頼できる AI を用いた開発実証事業」（以下「本事業」という。）について、本事業において甲及び乙が実施する「XXXの実証」の検証結果を取りまとめる調査研究等業務の請負事業者である丙が総務省と締結した契約、及び乙が作成し総務省が承認した実施計画（以下、「実施計画」という。）に基づいて協力して実施することとし、次のとおり協定（以下、「本協定書」という。）を締結する。

### （目的及び適用関係）

第1条 本協定書は、本事業を遂行するために、甲、乙及び丙が連携すべき事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定書のほか、この協定書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び応募に際し乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）を踏まえ分担業務を実施する。

### （適用期間）

第2条 本協定書は、協定締結の日からその効力を有するものとし、本協定書の締結日から令和9年XX月XX日までその効力は持続するものとする。

2 本協定書終了後も、第8条（秘密保持）及び第9条（損害賠償）は本協定書終了後も有効に存続するものとする。

### （役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、実施計画に基づき本事業を遂行する。

2 甲、乙及び丙は、実施計画に基づいて本事業を遂行するに当たっては、別表「本事業における役割分担表」に規定する業務（本協定書において、自らが実施する当該業務を「分担業務」という。）を分担するものとし、本事業全体の完遂のために互いに協力するものとする。

(分担業務の再委託)

第4条 甲、乙及び丙は、自己の分担業務の全部又は一部を第三者(甲、乙又は丙以外の個人、法人又はその他の団体をいい、甲、乙又は丙との支配関係及び関連を問わない。以下同じ。)に再委託する場合、当該再委託先の行為について、一切の責任を負うものとする。

2 乙は、分担業務の全部を第三者に委託することはできないものとする。ただし、分担業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、分担業務の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託をしようとする第三者(以下「再委託者」という。)の住所又は所在地、氏名又は名称、再委託する分担業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制について記載した書面を丙に提出し、丙の承認を受けなければならない。

なお、乙は、丙から承認を受けた内容を変更しようとする場合又は再委託者が更に再委託する場合についても同様に丙の承認を受けなければならない。

3 乙は、分担業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、丙に対して全ての責任を負うものとする。

4 乙は、分担業務の一部を再委託するときは、乙がこの協定を遵守するために必要な事項を再委託者との間で契約により約定しなければならない。

(丙の免責)

第5条 本事業の実施において、乙の分担業務によって甲が損害を被った場合、丙は甲に対してその責任を負わないこととし、本事業の実施において構築・運用等されるシステム等に関連して、何らの責任も負わないものとする。

(実施計画の変更)

第6条 本事業を進める中で、実施計画に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 本事業を進める上で必要がある場合は、甲又は乙は、丙に対して、業務実施計画の変更を求めることができる。

3 丙は、前項の求めに対し、速やかに甲及び乙と協議を行い、当該求めが合理的であると認めるときは、総務省と締結する請負契約及び契約金額の範囲内で、実施計画を変更できる。変更にあたっては、あらかじめ総務省の承認を得なければならない。

(システムの開発、改修及び運用保守)

第7条 本事業を進めるに当たり、甲のシステムの開発、改修及び運用保守については、甲の責任において、甲の指示の下で乙が実施することとなるが、当該作業のうち本事業に必要な作業とされるものについては、本事業の一部とみなして丙が乙に対してその作業に要した費用を支払うものとする。ただし、当該費用の総額は丙及び乙があらかじめ定めた金額を超えないものとする。

2 システムの開発、改修及び運用保守において、乙の分担業務によって甲が損害を被った場合、丙は甲に対してその責任を負わないこととする。

(秘密保持)

第8条 甲、乙及び丙は、いずれかの当事者が秘密であることを示して他の当事者に開示する、又は本協定書の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、協定期間中はもとより、本協定書の完了、若しくは中止、又は本協定書が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に当該情報を知得した当事者（以下「受領者」という。）が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、受領者の責によらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた、又は知得した後、情報を相手方に開示する当事者（以下「開示者」という。）が秘密でないと判断した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (6) 開示者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に開示者の同意を得た情報（ただし、開示者が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）

- 2 前項の有効期間は、本協定書の完了、若しくは中止、又は本協定書が解除された日の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲、乙及び丙は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定書の完了時若しくは中止時、又は本協定書の解除時、原則として、第 1 項により丙から甲又は乙に開示された若しくは甲又は乙が知得した情報を丙に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上その旨を証する書面を丙に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、丙の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5 年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
- 4 甲及び乙は、履行後であっても第 1 項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに丙に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、その事故の発生から 7 日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって丙に報告し、丙の指示に従わなければならない。また、丙から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、丙は、必要があると認めるときは、甲又は乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 5 第 4 条に基づき分担業務の一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第 1 項から前項に定める措置を遵守させるものとする。
- 6 本条の定めにかかわらず、丙は、総務省に対し、本事業のために必要な範囲において、甲又は乙の秘密情報を開示することができるものとする。

#### (損害賠償)

第 9 条 乙は、本協定書のいずれかの規定に違反し、又は分担業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲又は丙に損害を与えた場合、甲又は丙に対して当該損害（自己の責めに帰すべき事由に起因して、丙が総務省から請求を受けた遅延損害金、及び違約金等の損害並びに丙が支払った合理的な弁護士費用等を含むが、これらに限られない。）を賠償するものとする。

#### (成果物の帰属)

第 10 条 本事業における成果物（以下「成果物」という。）は、本事業の目的の範囲内で他の地方公共団体に対しても汎用的に利用可能なものを除き、甲に帰属することとする。

- 2 前項における成果物とは、公共分野における信頼できる AI を用いた開発実証事業のために、甲及び乙が本事業において整備予定のシステムをいい、第 13 条及び第 15 条においても同様とする。
- 3 本協定の他の定めにかかわらず、本事業に関連し丙が作成する、総務省に対して提出する報告書等（以下、「報告書」という。）に係る知的財産権は丙に帰属することとする。

（知的財産権の帰属等）

第 11 条 本事業の遂行以前に各当事者又は第三者が有していた特許権、実用新案権、著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の知的財産権及びそれらを受ける権利並びに秘密として管理するノウハウ（以下「知的財産権」という。）は、各当事者又は第三者が引き続き保有する。

- 2 本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。複数の当事者が共同で発明又は創作を行った場合には、その知的財産権は複数の当事者の共有とし、その持分割合は複数の当事者の協議により定める。
- 3 甲、乙及び丙は、次の各号の知的財産権を出願しようとする場合には、あらかじめ相手方に通知し、協議する。

（1）相手方と共有の知的財産権

（2）相手方から開示された秘密情報に基づいて発明又は創作した知的財産権

- 4 甲、乙及び丙は、相手方と共有する知的財産権について、それぞれ相手方の同意なしに、自ら実施し又は第三者に実施を許諾することができる。
- 5 乙又は丙が従前より保有する知的財産権及び本事業の遂行中に乙又は丙が発明又は創作等を行った知的財産権を成果物に使用した場合において、乙又は丙は、成果物を使用するために必要な範囲で、甲に対し、当該知的財産権について、無償で実施を許諾する。知的財産権が乙と丙の共有である場合も、同様とする。

(個人情報の取扱等)

第12条 丙は甲又は乙に対し、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、甲又は乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

2 甲又は乙は個人情報の開示を受けた場合、この協定の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。
- (2) 分担業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
- (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この協定の目的の範囲内において、丙の承認を受けて複製することができるものとする。
- (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
- (6) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

3 丙は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、甲又は乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、その職員に原則として実地検査により確認する。

4 第4条に基づき分担業務の一部を第三者に再委託する場合、甲又は乙は再委託者に対し、第2項に定める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または丙自ら前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、甲又は乙は直ちに丙に報告するとともに、丙の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

(契約不適合)

第 13 条 納品された成果物が本事業に関する仕様に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、分担業務を完了した日から 1 年以内に限り、甲は、乙に対し、成果物の修補を請求することができるものとし、修補が不可能な場合には、代金の減額又は本協定書第 9 条の規定に従い損害の賠償を請求することができる。

2 前項の通知が分担業務を完了した日より 1 年を経過した後に行われたものであっても、契約不適合が乙の故意又は重大な過失に基づくものであることを甲が合理的に立証したときは適用しない。

(協定の解除)

第 14 条 甲、乙及び丙は、相手方の責めに帰すべき事由により相手方が本協定書に基づく義務の履行をせず、本事業に重大な支障が生じていることを証明できる場合であって、相手方に対し相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務の履行がされないときは、書面により通告の上、本協定書を解除することができる。

(成果物検査)

第 15 条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、成果物について、その受領した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、成果物を受領した日から起算して14日以内に、乙に検査結果の通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 甲は、本条に定める検査結果の写しを速やかに丙に提出するものとする。

(経費内訳の調査)

第16条 乙は、この協定の履行に係る要精算経費について、その出納を明らかにするものとする。

- 2 乙は、経費の支出額を用途別に区分して、かつ、その支出内容を証する書類を整理して、協定期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管するものとする。
- 3 丙は、必要があると認めるときは、経費の用途についての報告を求め、また実地に調査できるものとする。

(精算書等の提出)

第17条 乙は要精算経費について履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した精算書及びその他の証拠書類を、分担業務完了後速やかに丙に提出するものとする。

(請求及び支払)

第18条 乙は、本事業の実施に当たり、丙に対して、第3条に定める乙の業務のうち別表中の8の業務に係る見積書を提出し、丙及び総務省の承認を得ることとする。

- 2 丙は、乙に対し、前項に定める見積書に基づき第3条に定める乙の業務のうち別表中の8の業務の対価として、●●●円（税別）を、乙からの適法な丙があらかじめ定める書式又は丙に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書を受領した月の翌月末までに乙が別途指定する金融機関口座に振り込む方法で支払う。なお、第3条に定

める乙の業務のうち別表中の2～7の業務については、別途乙と丙の間で締結する業務の再委託に関する契約によることとする。

3 振込手数料は丙が負担するものとする。

(協議事項)

第19条 本協定書に疑義が生じたとき又は本協定書に明記していない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

本協定書を証するため本書3通を作成し、当事者が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所  
組織名  
代表者職名・氏名

乙 住所  
組織名  
代表者職名・氏名

丙 住所 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
組織名 株式会社野村総合研究所  
代表者職名・氏名 代表取締役社長 柳澤 花芽

別表 本事業における役割分担表

	項目	主業者
1	全体の進捗管理	丙
2	実施計画書の策定	乙 甲・丙は必要な協力を行う
3	実証環境の構築	乙
4	サービスの開発実証	乙
5	比較用 AI を用いた国産の生成 AI の機能要件検討	乙
6	共有会議をはじめとする情報共有活動への協力	甲・乙
7	信頼できる AI に係る実証を通じた調査への協力	甲・乙
8	3～5の実施に当たり必要となるシステムの構築・運用	甲・乙
9	業務管理の実施及び総務省への報告	丙 ただし、総務省は、 甲・乙に対し直接これらを 求めることがある
10	実施計画への助言及び総務省へのレビュー報告	丙
11	報告書作成	丙 甲・乙は検証結果の提供 その他の必要な協力を行う